

## 第13回 議会改革特別委員会会議概要

○ 日 時 平成25年7月5日（金）午後1時3分～午後3時31分

○ 場 所 議長応接室

○ 出席委員 松島 洋 印南 宏 西垣一郎  
木村得道 水野友貴 日暮俊一

- 議題 1. 議会基本条例の制定をはじめ、議会改革について調査・検討
- ・「議会基本条例たたき台」における保留事項の検討
  - ・今後の検討スケジュールの協議
2. その他

○ 協議事項

(1) 「議会基本条例たたき台」における保留事項等の検討

1. 議会報告会を開催するとした場合の開催方法等について、各会派の意見を基にさまざまな議論がなされたが、議会報告会を年1回以上開催をすること、内容については議会からの報告の後に1つ以上テーマを決めて市民と意見交換（懇談）を行う、ということについて各会派に持ち帰って条例の書き方を検討し、協議の結果を次回の委員会で報告し、結論を出すこととなった。
2. 通年議会については、議会基本条例に書き込むべきという意見と、書き込む必要はない（補足：議会基本条例に位置付けなくても他の条例・規則の改正により通年議会を実施することはできる）という意見が両方あることから、今回の委員会の協議状況を踏まえて再度会派で協議し、次回の委員会で報告し、結論を出すこととなった。
3. 前回の委員会で保留となった事項等について、以下のとおり決定した。
  - ・骨子3及び5中の「二元代表制」については、条文に明記することとし、逐条解説等で文言の説明を加えることとする
  - ・骨子2「目的・定義」中の「地方自治法」を「地方自治」にすること
  - ・骨子5「議会と行政の関係」中の「法」を「地方自治法」にすること
  - ・骨子5中の「議会審議における論点及び争点整理」における（3）総合計画との整合性については、削除すること
  - ・骨子5中の「予算及び決算」において「議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視・評価を行うものとする」を加えること
  - ・骨子5中の「適正な議会費の確立」における「確立」を「充実」にすること

- ・骨子3, 6, 7に共通する「議員間の討議」について、骨子6を削除すること
- ・骨子7「委員会活動」中の「議員間の討議による合意形成に努め」を「議員間の討議を積極的に行い」にすること
- ・骨子9中の「議員報酬」における第2項の末尾を「～把握することができる」から「～把握することができるものとする」にすること
- ・骨子9中の「議員報酬」における第3項の末尾を「～市長に提出することができるものとする」から「～市長に報告するものとする」にすること
- ・骨子10中の「条例の位置づけ」における「条例その他の規定を制定し」を「条例・規則等を制定し」にすること

4. 前文については、文案3行目の「この2つの代表機関は、」を削除し、5行目の「競い合い、協力し合いながら、」を「健全な緊張関係を保ちながら、」に変更することとなった。

(2) 次回の委員会日程について

- ・次回の委員会は8月5日（月）午後1時から開催することに決定した。